

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	岡 田	妥 知
同	福 田	武 洋

## 令和 6 年度監査委員監査結果報告の提出について

(指定管理者制度に関する事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を以下のとおり決定したので提出する。

### 第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

### 第 3 監査の対象

#### 1 対象事務

指定管理者制度に関する事務

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事務等についての確認を含む。
- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

#### 2 対象所属<sup>(注)</sup>

契約管財局、福島区、平野区及び経済戦略局

なお、過去に実施した監査で指摘した事項（年度評価及び第三者委託の公表）の確認については、指定管理者制度導入施設を所管する全所属を対象に、書面審査にて実施した。

(注) 契約管財局は、監査の対象事務を所管する所属として対象所属とした。また、実地調査は、指定管理者制度導入施設を所管する全所属（24 区役所、経済戦略局、市民局、福祉局、こども青少年局、環境局、都市整備局、建設局、大阪港湾局、消防局及び教育委員会事務局）を対象に予備調査を実施した結果、3 所属（福島区、平野区及び経済戦略局）を選定し実施した。

#### 第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) ガイドライン等のルールに基づき必要な事務手続が行われず、適切に施設の管理・運営ができないうリスク	ア 施設所管所属は、指定管理者の業務水準を十分に確認し、必要に応じて適切な指示を行っているか。	—
	イ 施設の修繕計画、リスク分担について、適切に定められているか。	指摘事項1
	ウ 契約管財局は施設所管所属に対し、必要に応じて適切な支援を行っているか。	—
(2) 市民利用施設における減免措置や減収相当額の補填等が適切に行われず指定管理者負担が公正かつ適正になされないリスク	ア 新型コロナウイルス感染症の影響による減収相当額の補填等は協定等に基づき適切に算定されているか。	指摘事項2 (1) 指摘事項2 (2)
(3) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	指摘事項3

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

#### 第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせて実施した。

## 第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

### 1 修繕対応リストの項目について改善を求めたもの

【経済戦略局に対して】

指定管理者制度導入施設の適正な管理運営を行うため、契約管財局は、令和6年3月29日付け「指定管理者制度導入施設における修繕対応リストの作成について（通知）」により、各所属の施設事業担当において当該施設の現地確認を行い、修繕箇所を把握するリスト（以下「修繕対応リスト」という。）を作成し、指定管理者と共有するとともに、計画的な修繕に努めるよう通知している。

今回の監査において、経済戦略局の修繕対応リストを確認したところ、スポーツ施設で使用する修繕対応リストに、本市と指定管理者のリスク分担の記載欄がなかった。

これは、当該施設における修繕の大半が指定管理者の全額負担となる修繕であったことから、修繕対応リストにおいてリスク分担を明確にすることの必要性を十分に認識していなかったことが原因である。

現状では、リスク分担を明確にしないまま、修繕対応を実施することで、修繕費の執行が適切に行えず、本市の損失を招くリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

#### [指摘事項1]

経済戦略局は、契約管財局の通知に基づき修繕対応リストを作成し、リスク分担を明確にした上で、計画的な修繕の実施及び適切な修繕費用の管理を行われたい。

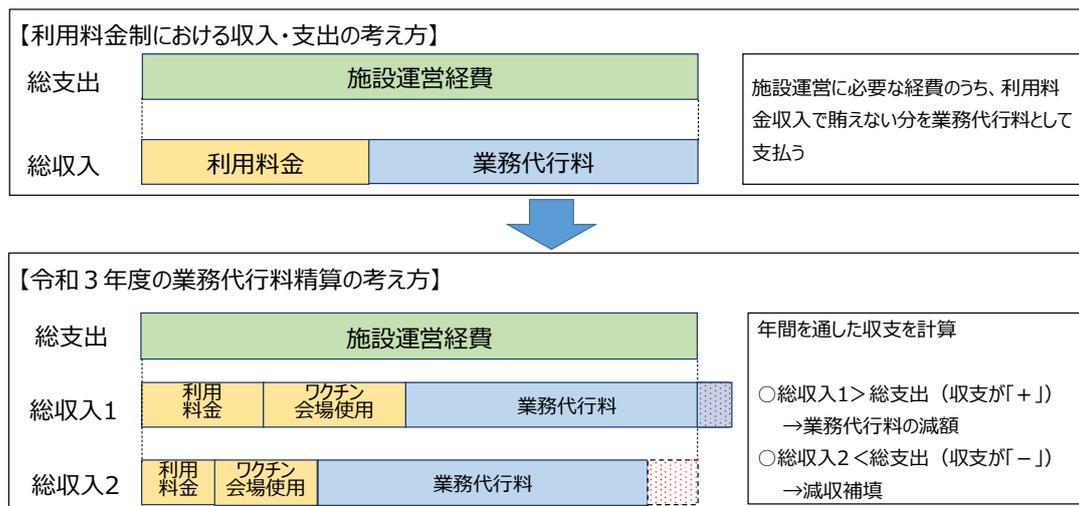
## 2 区役所附設会館における令和3年度の業務代行料の精算について

区役所附設会館における令和3年度業務代行料の精算に当たっては、区役所附設会館の連絡調整に関する事務を担当する市民局が関係局との調整やリーガルチェックを実施し、精算の基本的な考え方（図表）や覚書案等を整理し、各区に通知<sup>(注)</sup>を行っている。

(注) 令和3年11月1日付け「令和3年度業務代行料精算見込額の算定について（依頼）」

令和4年2月17日付け「令和3年度業務代行料精算にかかる覚書および変更協定の締結について」

図表 令和3年度業務代行料精算の基本的な考え方



(市民局提供資料より)

同通知では、指定管理者の収支に大きな影響を及ぼす以下の3要素を勘案の上、業務代行料の精算が必要である趣旨の記載があった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減収
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種会場使用による増収
- ・ 令和3年度からの利用料金制移行に伴う経費の不用額<sup>(注)</sup>

(注) 利用料金制移行に伴い、令和3年度業務代行料に加算された既納使用料相当額について、新型コロナの影響による利用取消等に伴い「不用額」として返還の必要が生じた。

また、業務代行料の精算に当たっては、本市と指定管理者間で精算方法等に関する覚書の締結が必要であり、補填（増額精算）、返還（減額精算）、相殺（精算なし）等、各々のケースに対応する覚書（標準例）が市民局より示されている。

さらに、同通知には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減収の補填に当たっては、年間の収入、支出の増要素と減要素を確認・整理し、結果として、総収入額が総支出額を下回る場合、「利用料金収入不足」への減収補填として、業務代行料の増額（精算）を行うことが明記されている。

## (1) 業務代行料の精算について是正を求めたもの

【平野区に対して】

今回の監査において、平野区の令和3年度業務代行料精算について確認したところ、次のとおりであった。

- 新型コロナウイルスワクチン接種会場使用による増収により総収入が総支出を上回っていたため、業務代行料増額の必要がなかったにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減収分の補填として業務代行料の増額変更（過支給）を行った。
- 利用料金制移行に伴う経費の不用額については、覚書への記載が必要であるが、平野区の覚書には利用料金制移行に伴う不用額が記載されていなかった。

これらは、担当者が業務代行料の精算について正しく理解しておらず、管理者によるチェックも不十分であったことが原因である。

現状では、適正な業務代行料の精算が行われず、本市の損失リスク及び信用失墜を招くリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

### [指摘事項2 (1)]

平野区は、令和3年度業務代行料について適正に精算されているか再度精査し、当該指定管理者に過支給分の返還を求めるなど、適切な措置を講じられたい。

## (2) 業務代行料精算時の算定根拠資料について改善を求めたもの

【福島区に対して】

今回の監査において、福島区の令和3年度業務代行料精算について確認したところ、減額精算（契約変更）の決裁に、その算定根拠資料の一部（返還額算定において考慮した自助努力相当額<sup>(注)</sup>の内訳）が添付されていなかった。

(注) 事業手法の工夫、光熱水費の節減など、指定管理者の節減努力による剰余金

これは、業務代行料の精算（契約変更）にあたり、算定根拠資料についての組織的なチェックがなされなかったことが原因であり、現状では、精算処理手続が適正になされず、本市の損失を招くリスクある。

したがって、次のとおり指摘する。

### [指摘事項2 (2)]

福島区は、業務代行料の精算（契約変更）に当たっては、その決裁手続において、必要となる算定根拠書類が正しく添付されているか組織的に確認する仕組みを構築されたい。

### 3 第三者委託の公表について改善を求めたもの

【こども青少年局に対して】

契約管財局が作成している指定管理者制度の運用に係るガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）によれば、「管理の業務の性質、施設の形状や管理上の合理性等を踏まえ、例えば、清掃、警備といった個々の事実上の行為を指定管理者から第三者へ委託することは可能」であるが、「第三者委託の妥当性を明確にし、透明性のより一層の向上を図るため、第三者委託相手先等について、公表すること。」としている。

今回の監査において、指定管理者制度導入施設を所管する全所属の第三者委託公表状況を書面にて確認したところ、こども青少年局では、令和5年度、令和6年度の第三者委託に関する情報の公表が行われていなかった。

これは、担当者異動時の引継ぎが不十分で公表事務を失念していたものであり、組織としての第三者委託公表の取扱いに関する共通認識や対応が不足していたことが原因である。

現状では、第三者委託の妥当性や、透明性の向上を図られないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

#### [指摘事項3]

こども青少年局は、第三者委託公表の取扱いについて、ガイドラインに基づき適切に公表されるよう周知徹底を図り、所属内の事務処理において組織的にチェックできる仕組みを構築されたい。

## 第7 その他

### 留意すべき事項

本監査の対象所属となった2区において、指定管理者に対する業務代行料の過支給や算定根拠資料の決裁への添付漏れの事案が確認された。業務代行料算定に過誤があると、その指定管理施設の運営にも大きな影響を及ぼす可能性があるだけでなく、本市の行った事務に対する信頼性を損ねる事態となりかねない。

判明した事案は、精算内容に係る決裁手続について、担当者が制度や取扱いを十分に理解しないまま、誤った事務手続を行ったものであったが、組織内で適切に確認がなされていれば、事案を未然防止できたと考えられ、組織内でのチェック体制が不十分であったと言わざるを得ない。

そのため、担当職員の上席者や経理事務担当者などが、その決裁過程において、精算方法の取扱いや精算金額の根拠などを理解し、事務に誤り等がないか適切にチェックする仕組みも重

要である。

平野区及び福島区においては、今後、同様の事務処理誤りを生じさせないよう、組織内におけるチェック体制の重要性を認識し、適正な事務執行となるよう留意されたい。

あわせて、他の区においても、本監査で確認したとおり、令和3年度業務代行料については、複数の増減要素を考慮した上での精算となったことから、今一度、精算内容が適正なものとなっているか再確認されたい。

また、本監査で指摘した令和3年度における業務代行料の精算事務のように、定例の事務とは異なるイレギュラーな事務処理を行う場合には、担当者の理解不足や確認漏れ等により誤った事務処理を行うリスクが高くなることが想定される。

そのような場合は特に、事務処理の誤りを未然に防止するため、組織的なチェック体制を強化するなど、上席者や総務部門においては、特別の注意をもって決裁書類等に誤りや漏れ等がないか十分に確認されるよう留意されたい。